様式第８号の２（日本産業規格Ａ４）（第10条の２関係）

肥料登録（仮登録）失効届

年　　月　　日

農林水産大臣（都道府県知事）　　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

年　　月　　日から下記の肥料の登録（仮登録）は有効期間の満了（生産（輸入）の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の２第６項において準用する同法第15条第１項）の規定により登録証（仮登録証）を添えて届け出ます。

記

登録番号（仮登録番号）	肥料の種類	肥料の名称

備考
１　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
２　仮登録にあつては肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第８号の３（日本産業規格Ａ４）（第10条の３関係）

（イ）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書

年　　月　　日

農林水産大臣（都道府県知事）　　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

下記により指定混合肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第２項）の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
２　肥料の名称
３　肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第２号から第４号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
４　生産する事業場の名称及び所在地
５　保管する施設の所在地

備考
１　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
２　肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第２号から第４号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別については、「肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第２号に掲げる普通肥料（指定配合肥料）」、「肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第２号に掲げる普通肥料（指定化成肥料）」、「肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第３号に掲げる普通肥料（特殊肥料等入り指定混合肥料）」又は「肥料の品質の確保等に関する法律第４条第２項第４号に掲げる普通肥料（土壌改良資材入り指定混合肥料）」のいずれかを記載すること。
３　輸入肥料にあつては４を記載しなくてよい。